

# いじめの状況及び 文部科学省の取組について

令和4年11月24日  
文部科学省 初等中等教育局



文部科学省

# 令和3年度

## 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

### I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

### II 調査対象期間 令和3年度間

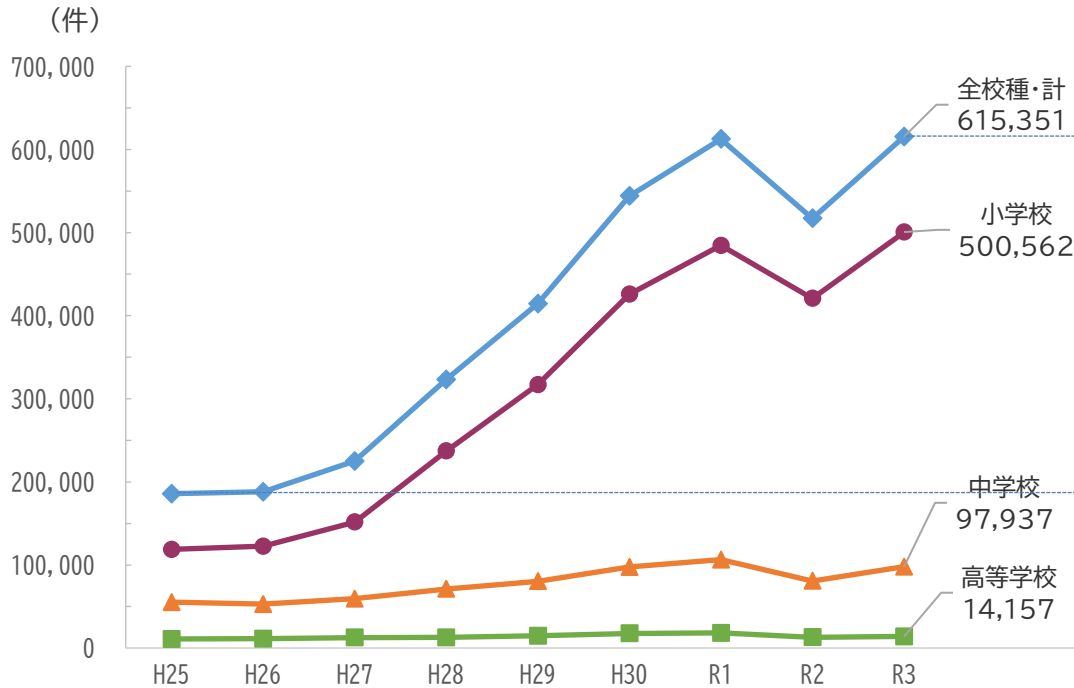
### III 調査項目(調査対象)

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為             | 国公立小・中・高等学校                        |
| 2 いじめ              | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止             | 市町村教育委員会                           |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会        |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等)  | 国公立高等学校                            |
| 6 高等学校中途退学等        | 国公立高等学校                            |
| 7 自殺               | 国公立小・中・高等学校                        |
| 8 教育相談             | 都道府県・市町村教育委員会                      |

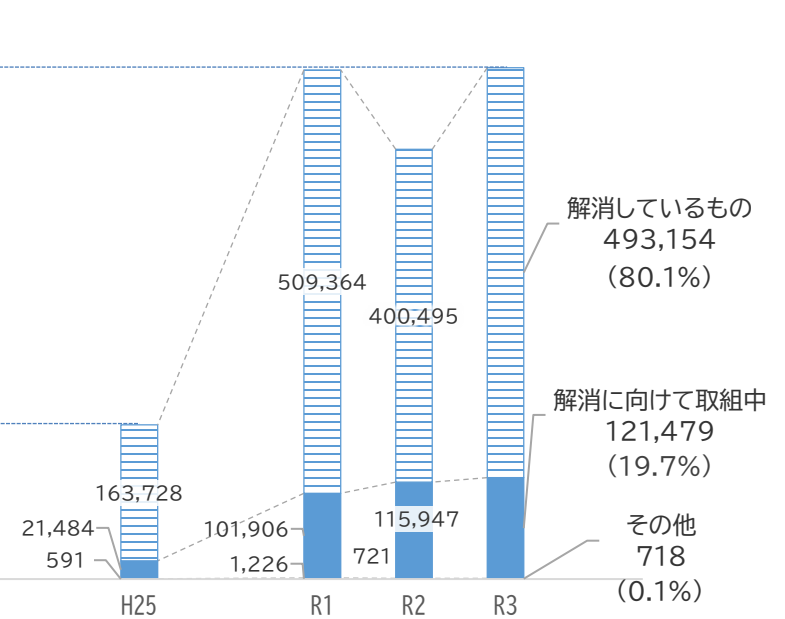


# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



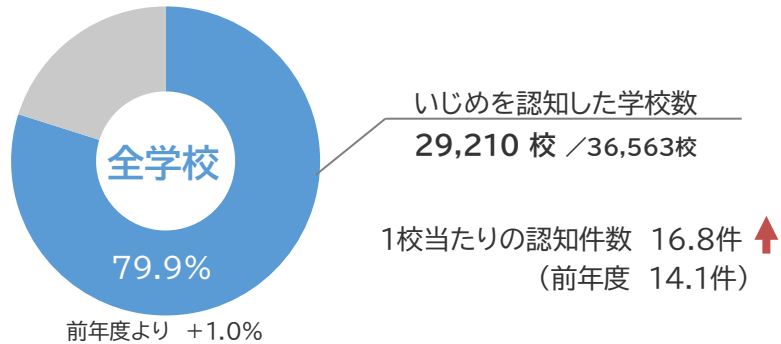
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

# いじめの学校種別の状況について

## いじめを認知した学校数の割合

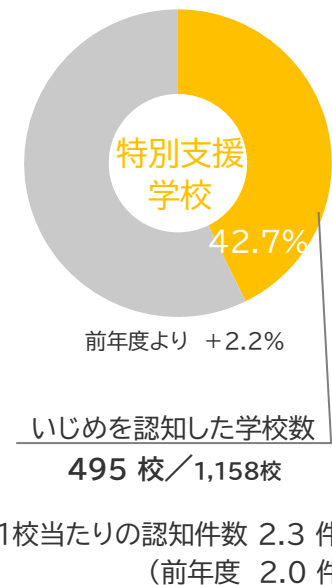
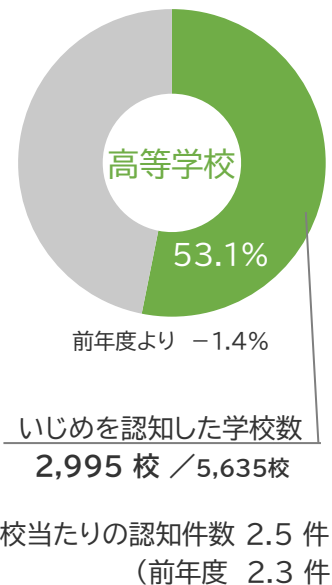
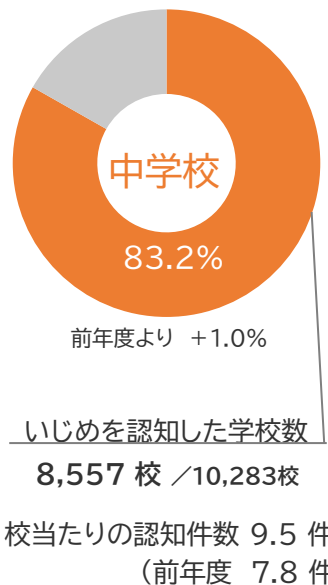
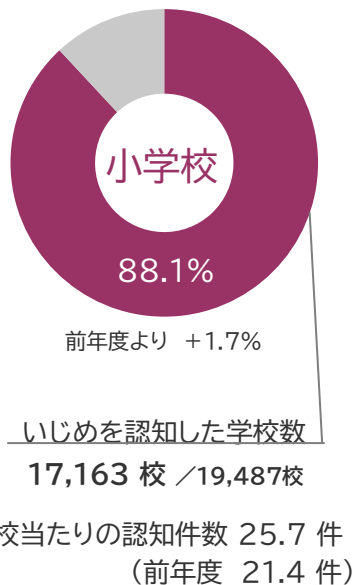


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

### 【通知より抜粋】

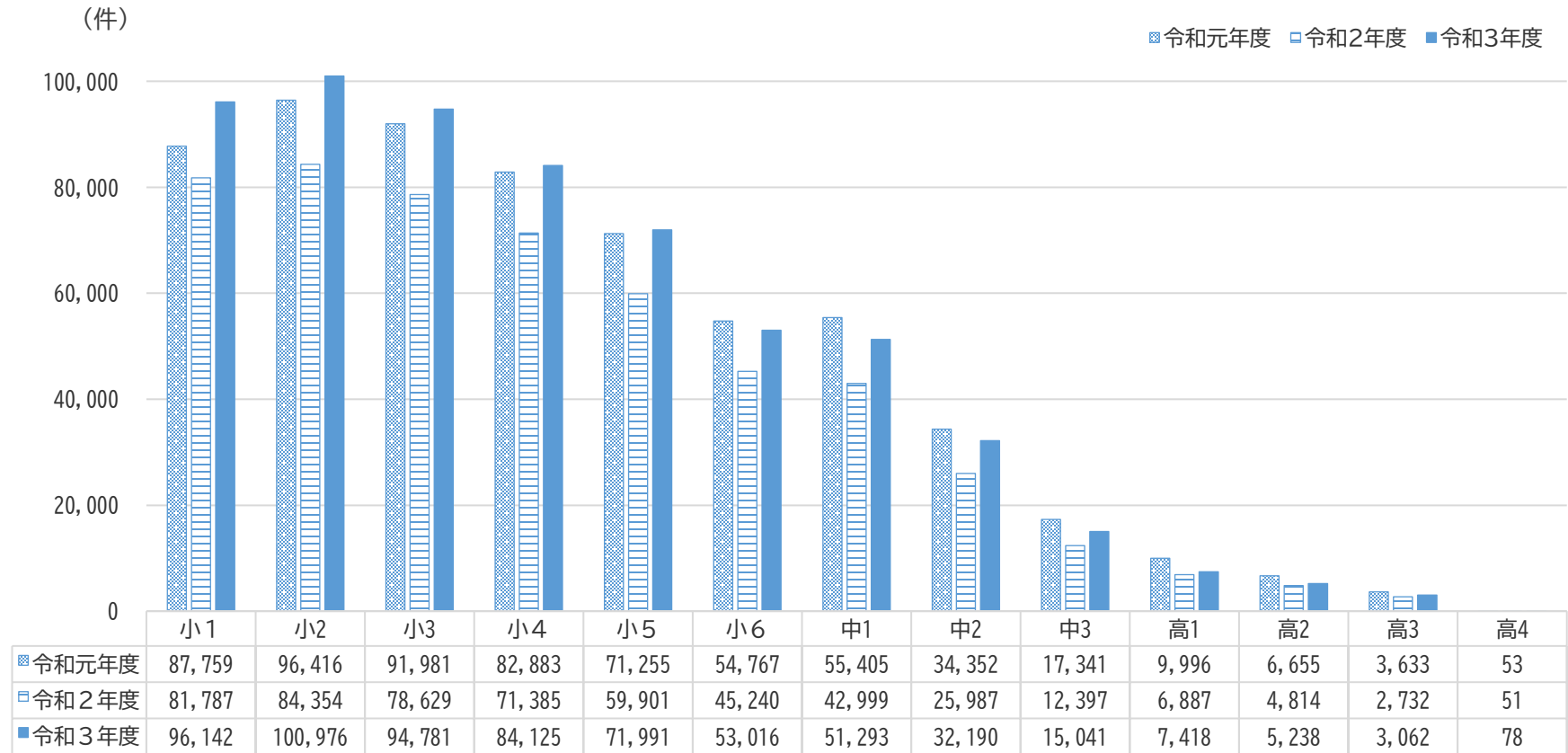
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

## 学校種別の状況



# いじめの学年別の状況について

## ■ 学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

- 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。  
なお令和2年度は、全学年で前年度より減少していた。

# いじめの解消状況について

## いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況。

### ● いじめの防止等のための基本的な方針

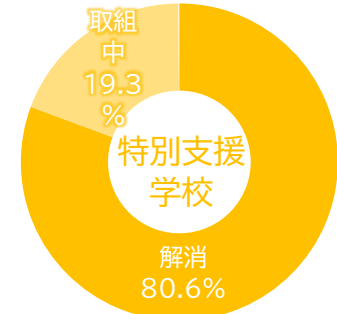
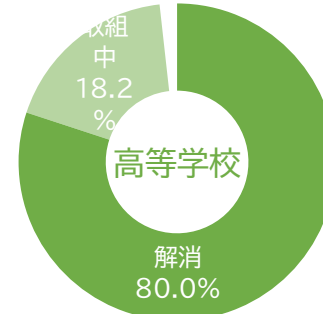
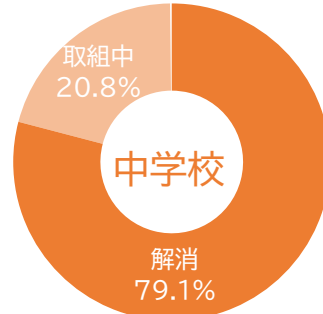
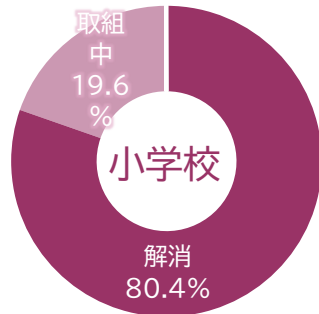
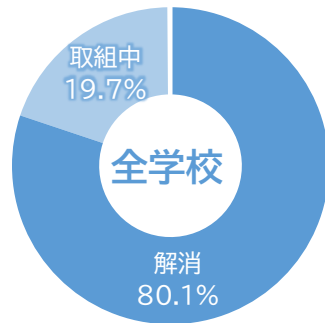
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

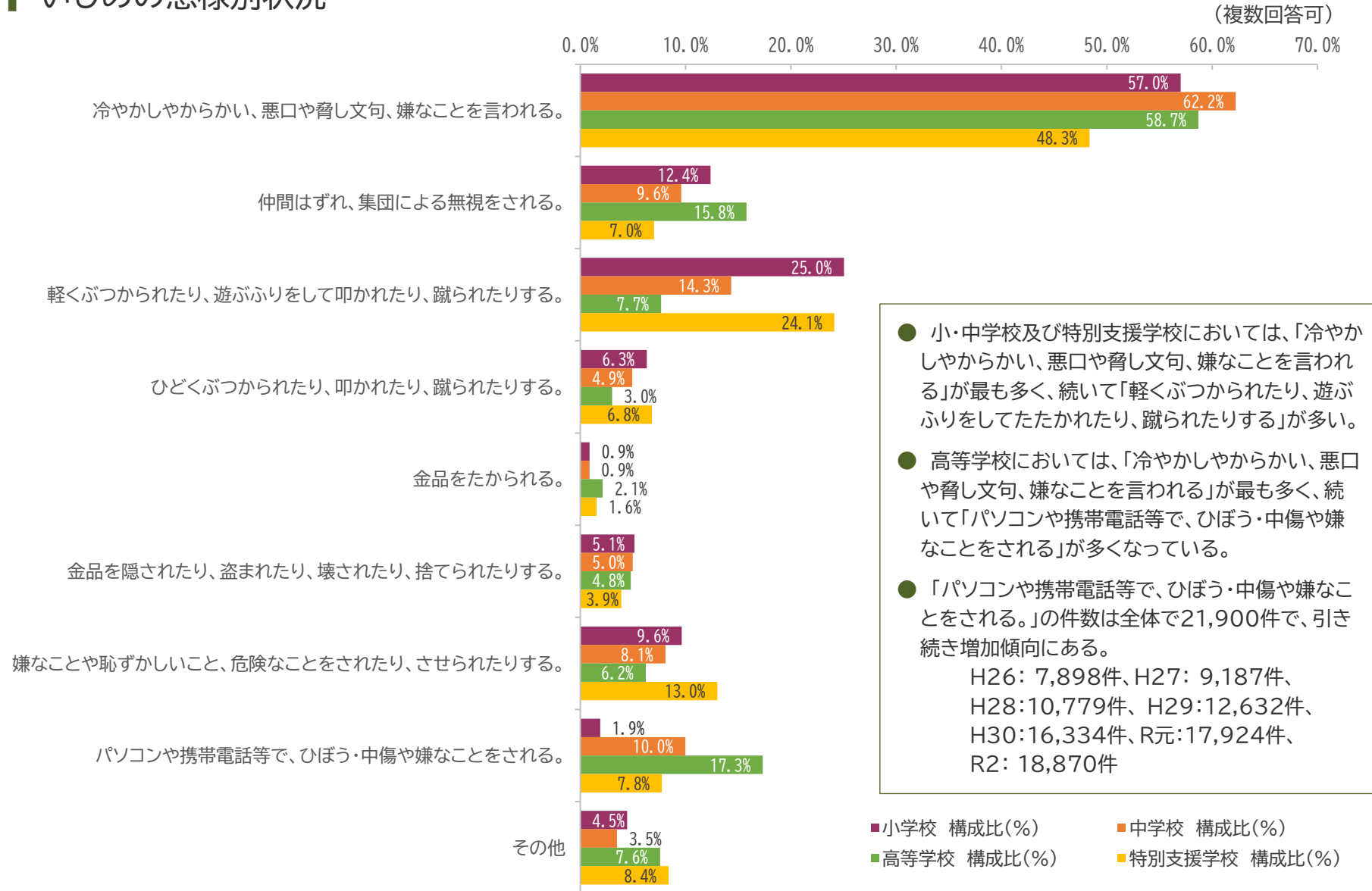
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



	全校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
解消しているもの (日常的に観察継続中)	493,154 件	80.1%	402,205 件	80.4%	77,444 件	79.1%	11,332 件	80.0%	2,173 件	80.6%
解消に向けて取組中	121,479 件	19.7%	98,055 件	19.6%	20,330 件	20.8%	2,575 件	18.2%	519 件	19.3%
認知から3か月以上経過	40,704 件	6.6%	30,373 件	6.1%	8,498 件	8.7%	1,529 件	10.8%	304 件	11.3%
認知から3か月経過していない	80,775 件	13.1%	67,682 件	13.5%	11,832 件	12.1%	1,046 件	7.4%	215 件	8.0%
その他	718 件	0.1%	302 件	0.1%	163 件	0.2%	250 件	1.8%	3 件	0.1%
計	615,351 件		500,562 件		97,937 件		14,157 件		2,695 件	

# いじめの態様別状況について

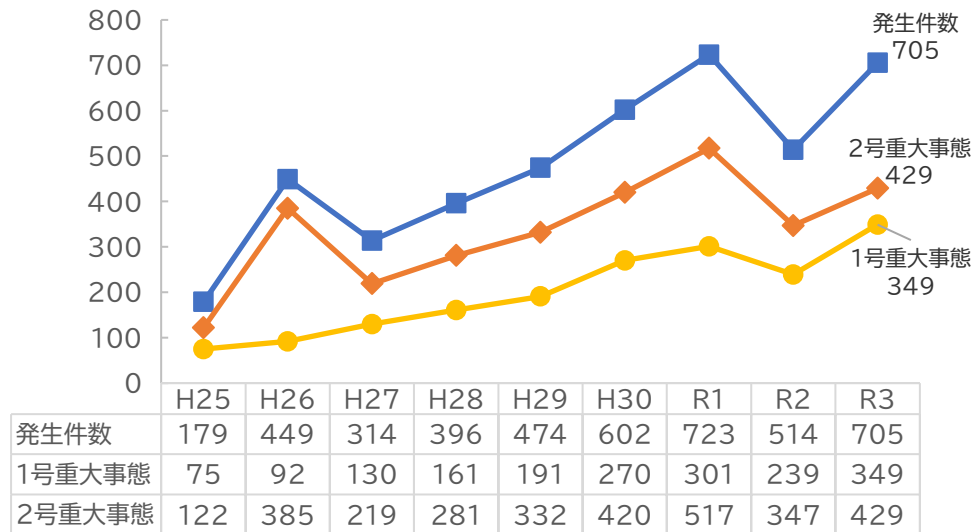
## いじめの態様別状況



# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。  
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、  
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
である。



# いじめの加害児童生徒への対応等における関係機関との連携状況

## ○警察への相談状況

	件数:(件)	比率:(%)
いじめの認知件数	615,351	-
うち、警察に相談・通報した件数	1,344	0.2
(参考) いじめの重大事態発生件数	705	-

## ○いじめられた児童生徒への特別な対応

	件数:(件)	比率:(%)
いじめの認知件数	615,351	-
スクールカウンセラー等の相談員が 継続的にカウンセリングを行う	14,742	2.4
児童相談所等の関係機関と連携した対応 (サポートチーム <sup>注</sup> なども含む)	2,534	0.4

(※)比率は、認知件数に対する割合、複数回答あり

(注)警察において、非行や犯罪被害等個々少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校や児童相談所の担当者も含めて編成するチーム

## ○学校における日常の取組

	学校数:(校)	比率:(%)
学校総数(小・中・高・特別支援学校)	36,563	-
PTAなどの地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	14,606	39.9
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	13,366	36.6

(※)比率は、学校総数に対する割合、複数回答あり

## ○いじめる児童生徒への特別な対応

	件数:(件)	比率:(%)
いじめの認知件数	615,351	-
スクールカウンセラー等の 相談員がカウンセリングを行う	9,352	1.5
関係機関等との連携	5,212	0.8
警察等の刑事司法機関等との連携	1,444	0.2
児童相談所等の福祉機関等との連携	894	0.1
病院等の医療機関等との連携	847	0.1
その他の専門的な関係機関との連携	1,537	0.2
地域の人材や団体等の連携	490	0.1

(※)比率は、認知件数に対する割合、複数回答あり

# 総合教育会議の活用状況

## 総合教育会議とは

- 平成26年の法改正※によって、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として、地方公共団体の長と教育長・教育委員で構成される総合教育会議の設置が新たに義務付けられた。
- 総合教育会議において協議及び事務の調整を図る事項として、法律には以下のとおり規定。
  - ① 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - ② 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」についての協議調整を議題として総合教育会議を開催した自治体は、

都道府県・指定都市は、4自治体

市町村は、68自治体

# 文部科学省におけるいじめ対策の取組について

- 文部科学省では、平成25年のいじめ防止対策推進法(以下、いじめ法)の成立を受け、同年国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、翌年には、専門家により構成される「いじめ防止対策協議会」を設置し、法に基づく取組状況の把握と検証、実効的な対策の検討を実施。
- 文部科学省におけるいじめ対策に関する支援や取組は下記のとおり。加えて、教育委員会の担当者や教職員向けの研修会等において、いじめ法や重大事態の対応等について普及啓発を図っているところ。

## 文部科学省の主な取組

### 未然防止

- 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実
- いじめを含む差別の解消に向けた人権教育の推進や健全な発達に資する体験活動の充実
- いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究(R5要求額:0.5億円の内数)
- 全国いじめ問題子供サミットの開催

### 早期発見

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実(R5要求額:101億円)
- 24時間SOSダイヤルの設置、周知(R5要求額:71億円の内数)
- SNS等を活用した相談体制の整備(R5要求額:71億円の内数)
- 教育委員会へのスーパーバイザーの配置支援(R5要求額:101億円の内数)

### いじめへの対応

- いじめ法において、学校に対し、いじめ防止対策に係る基本方針の策定及びいじめ防止対策を講じる組織の設置を義務付け、また、いじめを認知した際に講ずべき措置(設置者への結果報告等)について規定
- いじめ対応に係る教職員への研修の実施や教職員向け教材の開発
- 教育行政に係る法務相談体制の整備(地方交付税措置)
- いじめ対策に係る先進事例等をまとめた事例集の作成

### 重大事態への対応

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の作成を始め、「不登校重大事態に係る調査の指針」や「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等を作成。
- 重大事態が発生した場合における教育委員会等への指導・助言

# 関係府省連絡会議の立ち上げについて

- いじめ防止対策推進法(以下、いじめ法)の成立以降、いじめの積極的認知が進んできているが、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態は後を絶たない状況。
- 児童生徒を取り巻く環境やいじめの態様が変化する中で、学校・教育委員会等だけでは対応が困難な場合もあり、地域にある警察、福祉、医療、法務局などの関係機関と連携・協力することで、未然防止、早期発見・対応、適切な支援につなぐことができる。
- しかし、依然として、学校・教育委員会等と地域の関係機関との連携は限定的であり、国レベルでの情報共有、連携協力を強化し、現場レベルでの連携や効果的な取組を推進し、社会総がかりでいじめに対応していくことが重要。

- ✓ 犯罪にも相当し得るいじめについては、早期に警察に相談し、連携した対応を取ることが必要だが、学校現場では判断に迷う場合もあり、学校のみで対応し、深刻な被害を招いたケースも起きている。
- ✓ いじめ被害者へのケアやサポートに加え、いじめ加害者に対しても、指導だけでなく、加害行為の背景や本人が抱える困難について適切なアセスメントを行い、福祉、医療等と連携し、必要な支援を行うことも重要。
- ✓ いじめによって、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合等には、いじめ法に基づき、重大事態調査の実施が学校又は学校の設置者に求められているが、当該調査を実施するための、弁護士や心理・福祉の専門家等の確保が困難な場合に、調査の開始が遅れ、被害児童生徒やその家族に不信感を抱かせるケースが起きている。
- ✓ 近年のいじめは、SNS上での誹謗中傷や仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは対応できないケースも増加しており、インターネット上でのいじめについて対応を強化していく必要。